

令和元年6月19日公布

令和元年9月7日施行

主な改正内容

1. 目的・基本理念の充実

(1) 目的規定に、主に以下の事項を明記する。

① 子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策であること

② 貧困解消に向けて、児童の権利条約の精神に則り推進すること

(2) 基本理念に、以下の事項を明記する。

① 子どもの年齢等に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先考慮され、健やかに育成されること

② 各施策を子どもの状況に応じ包括的かつ早期に講ずること

③ 貧困の背景に様々な社会的要因があることを踏まえること

2. 大綱の記載事項の拡充等

(1) 大綱記載事項として、「一人親世帯の貧困率」及び「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」とともに、検証評価等の施策の推進体制を明記する。

(2) 子どもの貧困対策会議が大綱案の作成及び変更の際に、関係者の意見反映のための措置を講ずる旨を規定する。

3. 市町村による貧困対策計画の策定

市町村に対し、貧困対策計画を策定する努力義務を課す。(都道府県・政令市については、既に措置済み)

4. 具体的施策の趣旨の明確化等

教育支援 : 教育の機会均等が図られるべき趣旨を明確化

生活支援 : 子どもへの直接的な支援以外の支援も含む旨を強調

就労支援 : 就労後の職業生活も支援対象となる旨を明確化

調査研究 : 指標に関する研究を行う旨を明確化

5. 検討規定

本法施行後5年を目途に見直す検討条項を規定する。